

フランスのセクト規制法

— 敵対か？ 受容か？ —

中島 宏（一橋大学大学院）

I はじめに

私の役割は、いわゆる「セクト」¹⁾の法的規制に関わる議論を検討することで、フランスにおける信教の自由の限界問題の一側面を報告することである²⁾。

「世界で最も厳しい」とも評されるセクト規制法、通称「反セクト法」が2001年にフランスで成立した³⁾。カルトやセクトと呼称される宗教団体に対する法的規制は、信教の自由並びに国家の宗教的中立性との関係で微妙な問題を孕むものであり、当該立法の成立過程においてもこれに関わる議論がなされたはずである。その議論を参照することによって、信教の自由の限界問題に関する何らかの示唆を得ようとする事は無益ではないと思われる。そこで先ず、ラインテと呼ばれる政教分離制度を掲げるフランスにおいて、セクトの信教の自由が特に裁判所の判例においてどのように保障されているのか、並びに政府はどのようなセクト対策を取ってきたかを簡単に概観したうえで(II)、セクト規制法の内容とその争点、並びに成立後の情勢について検討してみたい(III)。

若干の留保を付したうえで結論(IV)を述べる事が出来るとするならば、結局のところフランスは、セクトというレッテルだけで基本的自由を制限するわけではないということ、そして一般法において認める事が出来る自由に関してはこれをひとまずは認めていく、という方向に進んで行くのではないか、ということになる。

II フランスにおけるセクトの法的状況

1 ライシテの規範内容

フランスにおけるセクトの信教の自由の保障状況を検討するにあたって、まずフランスの政教分離原則、ライシテの規範内容を必要な限りでごく簡単に確認しておく。

ライシテは、1958年憲法第1条、並びに1946年憲法前文第13項を憲法上の法源としつつ、その具体的な規範内容は1905年の政教分離法によって規定されている。公法学説においては、次に述べるように政教分離法第1条と第2条に、ライシテの積極的側面と消極的側面をそれぞれ見出す見解⁴⁾が最もスタンダードなものと思われる。

ライシテの積極的側面は、1905年政教分離法第1条に見出される。第1条は、「共和国は良心の自由を保障する。共和国は……礼拝の自由な実践を保障する」と規定しており、これは良心の自由と礼拝の自由から構成される信教の自由を意味する。このような自由が保障されるためには、国家は積極的に宗教的差別等を是正しなければならない。

一方で、第2条は、「共和国はいかなる礼拝にも、公認を与えず、給与を支給せず、補助金を交付しない」と規定し、これはライシテの消極的側面を構成する。この消極的側面は、公的礼拝と公認宗教体制を放棄するもので、前者は礼拝を差異無く尊重する事、後者は宗教事項が公的事項になり得ない事を国家に課すもので、不可避的にいかなる礼拝にも財政的な支援をなすことが出来なくなる。これがライシテの消極的側面ということになる。

これらライシテの二つの性格から構成されるのが、国家の宗教的・政治的・思想的的中立性ということになり、その下で信教の自由が保障されるということになる。「フランスにおいては、いかなる宗教にも援助を行って優遇する事は出来ず、全ての宗教並びにその各々の宗教の礼拝の自由な実践を認めなければならない」と述べるのはロベール⁵⁾であり、また、「中立性の観点から、国家は個人の自由な選択を尊重しなければならない。ある宗教を信じないものの良心は、それを信ずるものの良心と全く同じ価値しかもたない。その要求が公序を

侵害しない限り、お互いにそれに満足すればよいのである」と述べるのはリヴェロ⁶⁾である。あらゆる信仰が享受する信教の自由は、ライシテの要請から、勢力の大小や歴史の新旧に関わらず平等に保障されなければならないはずである。では、セクトについては実際にそうなっているのだろうか。

2 セクトの信教の自由～宗教社団適格並びに輸血拒否の事例

1789年人権宣言第10条にあるように、信教の自由は「公序を攪乱しない限り」保障されるはずである。しかし、セクトに関してはセクトであるが故にアプリアリにその信教の自由が制限される傾向がある。それがあらわになるのが、宗教社団適格と宗教上の信条を理由とする輸血拒否に関する事例である。

①宗教社団適格と宗教の定義

政教分離法第19条1項⁷⁾の定める「宗教社団」という結社形態には、高額の遺贈や生前贈与・宗教施設に対する税制上の優遇等が認められており、「結社の自由と宗教的自由の合流点」(ロバール)⁸⁾であるとされる。しかし判例は、同条が定める「専ら宗教的活動を目的」とすべきとの要件にセクトが当てはまらないとして宗教社団適格を認めてこなかった。

例えば、1983年1月21日コンセユ・デタ判決⁹⁾は「新世界奉仕者友愛会」に関して「教義上の出版物の刊行と普及に努めている」故に、1985年2月1日コンセユ・デタ判決¹⁰⁾はエホヴァの証人に関して「活動の目的又は性質の故に」、1990年10月29日判決コンセユ・デタ判決¹¹⁾はアルメニア正教会に関して「アルメニア人共同体の精神的、教育的、社会的、宗教的生活を奨励する目的をもつ故に」、という理由でそれぞれ宗教社団適格を否定した。

このような判例の立場に対して、学説は強い危惧を示している。ある研究者は、「このような決定は1905年法によって設定される原則に違背する宗教公認制度の可能性をも与えるものである。つまり、この結果、遺贈の受け取り、贈与者の宗教に当てる費用を税金から控除する権利、国家に帰属し宗教的实践が行われる建物の固定資産税の免除、さらには司祭のための社会保障制度への加入、といった特権を享受できないセクトに、損害を与えることになったのである」¹²⁾と懸念を示す。そこで学説の中には、セクトも信教の自由の享有者であ

ることを示すために、宗教の法的定義を検討するものが出てきた。「信仰と共同体」という二要素¹³⁾、あるいはこれに「神性」の概念を付け加えて¹⁴⁾、宗教を定義するのがその例である。結局、このような定義によると「セクトは宗教であるから、差別的な法制度をアプリオリに彼らに適用するいかなる理由も存在しない」¹⁵⁾、と述べられることになる。

しかし判例は、何らかの宗教の定義を採用することは宗教的中立性に反する、という伝統的立場を厳守してきた。1997年7月28日のリヨン控訴院判決¹⁶⁾が、「波乱」¹⁷⁾と評されたのは、これまでの裁判所の伝統を破るものだったからである。判決文において、リヨン控訴院は、「宗教とは、次の二つの要素、即ち、客観的要素たる共同体の存在、そして主観的要素たる共通の信仰の合致によって定義される事が出来る以上、サイエントロジー教会は宗教たる資格を援用し、現行法の枠組であらゆる自由を享受する事が出来る」と述べたのである。

結局、この判決は1999年6月30日破毀院判決¹⁸⁾によって、破毀こそされなかったものの、宗教の定義の部分（引用した部分）の法的効果を否定された。こうして破毀院判決の評釈において、「宗教社団制度の恩恵を享受することを可能にする公的な承認を得るために、フランスにおいて法的に宗教であると識別されるようになりたいとする、ある運動が辿ってきた足跡は、それ故に袋小路にある」¹⁹⁾と述べられることになったのである。

注意を要するのは、このようなセクトに対する裁判所の頑なな態度が近年変化してきている事である。確かに宗教の定義は採らないという法的伝統は遵守されているものの、宗教社団適格自体に関してはコンセユ・デタの判例変更があった。2000年6月23日コンセユ・デタ判決²⁰⁾は、宗教の定義には触れず、宗教社団の要件を検討した上でエホヴァの証人に宗教社団適格を認めるものであった。そこでは、第一に「専ら宗教活動」を行っているか、第二に公序を侵害していないかという二つの要件が提示され、しかもそれぞれが従来よりも柔軟に解釈されたのであった。また、2002年2月21日レンヌ行政裁判所決定²¹⁾及び6月13日ポワチエ行政裁判所判決²²⁾においては、公的施設利用に関する地方自治体による拒否は結社の自由に対する侵害であるとし、さらに、セクトに関する訴訟において行政側が度々援用し、当該判決においても自治体側が援用し

た1995年のセクトに関する議会報告書²³⁾の法的効果並びに規範的価値が否定されたのである。

②輸血拒否

宗教的信条を理由とする輸血拒否に関してもセクトに有利な判決が出てきている。

これまでフランスの各裁判所は、エホヴァの証人の信者が表明した輸血拒否の意思に対して、医師の治療・救命義務を優先する立場をその判例において表明してきた。

1974年10月30日破毀院判決²⁴⁾では、「専ら宗教的セクトに帰属することを理由とした……治療拒否は、被害者の過失を構成」するとして、輸血を拒否した交通事故の被害者による損害賠償額を減額した。また最近においては、2001年10月26日コンセーユ・デタ判決²⁵⁾が、「治療を行っていた医師は患者を助けようとする目的のみにおいて、救命に不可欠であり病状に見合う行為をなしたのである。これらの条件下において、宗教的信条に基づいた彼の意思を尊重する義務がありながら、当該医師がパリ社会保障公立病院の責任を生じせしめる性質の過失をなしたとは言えない」として、医師の治療・救命義務を優先させていた。

ところが、2002年8月9日リヨン行政裁判所²⁶⁾、8月16日コンセーユ・デタ²⁷⁾、8月25日リール行政裁判所²⁸⁾のそれぞれの決定は、輸血拒否が法的に尊重される基準を示したうえで、患者の輸血拒否の意思は基本的自由を構成するとして、医師に対して輸血を禁止する命令を認めた。2003年の3月4日に「患者の権利に関する法律」が成立した事が主に影響を与えたとは言え、初めて宗教上の理由に基づく輸血拒否を医師の治療・救命義務に優先させた判断であり、その意義は大きいと思われる。

こうした近年の判例の傾向をさして、ある研究者は、「市民社会と法制度とのギャップが現れている」²⁹⁾と述べている。換言すれば、セクトに対してはとにかく抑圧的な態度で臨むべきとする反セクト的主義と、法的主体としてセクトを扱い、まずはその自由を認めようとするフランスの裁判所の傾向との間の

ずれが大きくなっているといえるのではないか、と思われる。

3 政府のセクト対策

以下に、セクト規制法成立までの主なセクト政策の展開を時間列で挙げた。ここでは、フランス政府のセクト政策については詳細に検討することは避け、重要と思われる事のみを指摘するに留めておく。

1983年2月 議会調査委員会、ヴィヴィアン報告書提出

1995年12月 議会調査委員会、ギュイヤール報告書提出

172のセクトのリスト及びセクトの構成要素的アプローチによる指標を提示

セクト対策を提言しつつも、セクト規制法という手段をとることを否定

1996年2月 法務大臣、各地方の検事長にセクトに対して現行法を厳しく適用するよう通達

5月 関係省庁セクト対策室設置 セクト対策について首相を補佐

1998年10月 関係省庁セクト対策本部（M I L S）に改組

12月 法務大臣、各地方の検事長にセクト関係訴訟の当事者に協力するよう通達

就学義務監督強化法成立 元老院にセクト規制法案提出

1999年6月 議会調査委員会、ブラル報告書提出

2001年5月30日 国民議会、セクト規制法可決。憲法院には付託されず

6月13日 セクト規制法公布

フランスでは1985年の議会調査委員会報告書³⁰⁾を皮切りに、様々な局面でセクトに対する政府の懸念が示されてきた。特に重要視されるのは1995年の議会調査委員会報告書³¹⁾、通称ギュイヤール報告書である。172のセクトのリスト並びにセクトの構成要素的定義を提示したこの報告書は、セクトを取り締まるための根拠となっている。通達³²⁾においては、既にこの報告書に準拠して「セクト」という用語が使用されており、またセクトが関係する訴訟においては、

セクトの危険性を立証するためにこの報告書が度々援用されてきた。

ここ数年のフランスのセクト政策を実質的に主動してきたのは、1998年10月に設立³³⁾された関係省庁セクト対策本部、略称MILSである。この本部の長は1985年のセクトに関する報告書を作成した議会調査委員会の委員長であったヴィヴィアンであり、セクト規制法の成立に最も尽力した人々のうちの一人である。

フランスのセクト対策は、セクト規制法の成立によってその頂点を迎える事になる。

そして成立の後、ギュイヤール報告書は先に述べたように裁判所によって法的効果を否定され、また後に述べるようにヴィヴィアンはその急進的な姿勢を批判され政権交代後に辞表を提出する事になる。

Ⅲ セクト規制法

ここでは、2001年5月30日国民議会において可決・成立したセクト規制法³⁴⁾について紹介³⁵⁾する。

セクト規制法は、1998年12月に提出されて2001年5月に可決されるまで、多くの修正案が出され活発な議論がなされた。当初4条しかなかった条文は枝番号を合わせて26条に膨れ上がった。四大宗教団体やアメリカの大きな反発を招いた事もあり、政府の「反セクト」的立場を表明したものとしてマスコミに大きく取り上げられた。ただ、国民議会と元老院における4回の採決は殆ど満場一致であり、世論調査では8割のフランス人がセクトに対する規制に賛成している状況下での立法であった。

1 内容

セクト規制法の主眼は、主に①セクト的団体の解散、②法人の刑事責任の強化である。

①法人の解散規定は、要約すると i) セクト的団体若しくはその指導者が、ii) 引用される各法典の規定に付き複数回有罪判決を受けた場合、iii) 大審裁

判所（通常の司法裁判所）がその団体の解散宣告をし得る、という論理構成をとる。

i) セクト的団体の定義とは、確定条項においては「法的形態若しくは目的がなんであれ、その活動に参加する人の精神的又は身体的依存を作り出し、維持し、利用することを目的又は効果とする活動を行うあらゆる法人」とされている。

ii) セクト的団体解散の条件としては、上記のように定義される団体若しくはその指導者が、「以下に挙げられる違反の一つ又は数個に付き、刑事上の最終的な有罪判決を複数回宣告された場合」、解散宣告をすることができる、と規定される。引用される刑罰は、以下のように、特に刑法典について網羅的である。

* 刑法典につき 生命侵害、人の身体的・精神的完全性に対する侵害、人を危険に晒させる行為、無知と脆弱な状態に付け込む不法侵害（新設）、略取及び監禁、売春斡旋、人間の尊厳に反する労働、死体に対する侵害、差別、人格に対する侵害、未成年者及び家族に対する侵害、盗取、強要、詐欺、背信、財産の法的状況の詐称

* 公衆衛生法典につき 不法な医師・歯科医・助産婦専門行為、不法な薬剤処方

* 消費法典につき 虚偽広告、詐欺、食物・医薬品についての虚偽並びに不法売買

iii) セクト的団体の解散手続は、「管轄の検察官若しくはあらゆる関係者の請求によって大審裁判所によって行われる」。不服申立期間は15日間で、裁判長が速やかに法廷期日を定める急速審理手続が取られる。また併せて、解散宣告された団体の再建・維持を禁止する規定や、裁判所の管轄外であってもその目的や経済的基盤から同じ団体であると判断される他の複数の団体についても、同一の手続で解散を可能にする規定が盛り込まれた。

②第二の主眼である法人の刑事責任の強化について紹介する。

法人の刑事責任の強化については、主に i) 現行法規によるものと ii) 新設規定によるものがある。

i) 現行法規による刑罰強化に関しては、a) 先に引用された刑法典、公衆衛生法典及び消費法典の規定につき、その刑罰を強化し、さらに補充刑を追加

するものと、b) 解散判決の出た法人の不法な維持又は再建に対する刑罰の強化がある。

例えば、拘禁刑や罰金刑が軒並み3倍以上に引き上げられ、法人に対する罰金は自然人の5倍となる他、無期又は5年以下の期間の活動禁止、5年以下の司法監視、無期又は5年以下の事務所・企業の閉鎖、公契約からの排除、資金公募の禁止、小切手・キャッシュカードの使用禁止、犯罪に係する物の没収、判決の掲示・公告が補充的に宣告される事になった。これらの改正によって、法人一般に対する刑事責任の大幅な強化となった。

ii) 新設規定による刑罰強化について

a) まず、セクト的運動の宣伝活動に対する制限が設けられた。

有罪判決をセクト的団体並びにその指導者が複数回受けた場合、セクト的団体を「促進し、青少年に向けられたメッセージを何らかの方法で広めようとする行為は、5万フランの罰金を課す」と規定される。そのメッセージが、「そのような法人への復帰を促すものである場合、同様の刑罰が科される」。

b) 次に、「無知並びに脆弱性に付け込んだ不法侵害罪」の新設がある。

この規定は、マインドコントロールを犯罪化する案に対する修正の結果として、設けられた規定である。条文は「未成年者、若しくは、年齢、病気、身体障害、精神的又は身体的欠陥、若しくは妊娠の状態による特別な脆弱さが明白又は第三者に知られている人、若しくは、重大な侵害をもたらす行為又は不作為を成させるために、深刻且つ絶え間のない圧力又はその判断力を歪める効果を持つ技術の結果、精神的又は身体的依存状態にある人の、無知な状態又は脆弱な状況を不法虐待することは、3年の拘禁並びに250万フランの罰金で罰する」とされている。

c) 最後に、反セクト民間団体への私訴原告権の付与が認められた。このことにより、反セクト運動を行う団体に、刑事裁判における損害賠償請求権が認められる事になり、セクトと訴訟で争う個人の支援を反セクト民間団体が行いやすくなった。

2 争点

次に、セクト規制法の審議において主に議論の対象となった点について、紹介する。第一の争点は、セクト的集団の解散方法についてであり、これについては解散対象をどう定義するかという点も併せて問題となった。第二の争点は、精神操作罪新設の是非についてである。

①セクト的集団の解散方法について

i) セクトの定義

セクト規制法に対する殆ど直感的に浮かぶ疑問として、規制対象たるセクトを定義づける事は国家の宗教的中立性に反しないのか?という点が挙げられる。このような疑問に対してセクト規制法がとった立場というのは、「セクト規制法が対象として定義するのは「セクト」ではなく「セクト的性格」の定義であるから中立性に反するものではない」というものである。

セクト規制法の対象をどう定義するかについては元老院案と国民議会案とで議論が分かれたので、それぞれの法案報告者の議論を追ってみる。

a) 元老院報告者アブは、「信仰の自由と結社の自由を尊重するためにセクトの定義は採らない³⁶⁾とした上で、「規制対象を特定するためには1995年のギューイヤール報告書³⁷⁾が示した指標を援用する」とする。ギューイヤール報告書で挙げられていたのは、セクトに共通する要素であり、精神的不安定化、法外な金銭要求、元の生活からの意図的な引き離し、身体の完全性への加害、児童の加入強要、大なり小なり反社会的な言質、公序への侵害、多大な司法的闘争、通常の経済流通経路からの逸脱、公権力への浸透の企て、というものである。アブは、これらの指標と「複数回の有罪判決」という「完全に客観的な基準」を組み合わせることで、信教の自由並びに結社の自由を侵害することなく規制対象を同定しようとした³⁸⁾。しかし、ギューイヤール報告書が示した指標については既に研究者の間でも、「セクト＝危険」という見方をとるもので無罪推定の原則に反するものである、との批判³⁹⁾がでていた。

b) 一方、国民議会報告者ピカールは、セクトではなく「セクト的性格」を定義する立場を採った⁴⁰⁾。先に引用したように、「法的形態若しくは目的がな

んであれ、その活動に参加する人の精神的又は身体的依存を作り出し、維持し、利用することを目的又は効果とする活動を行うあらゆる法人」という部分はその「セクト的性格」をもつ団体、ということになる⁴¹⁾。元老院案と比較して、相対的により具体的な条文となったとは言え、やはり正面からセクトを定義する事はしていない。確定した法律の条文全体を見ても、「セクト的な」という形容詞が二度登場するだけである。

セクト的団体の解散手続に関する確定条項はこの国民議会案を採用したものであるが、やはりキリスト教2派やユダヤ教、イスラム教を初めとする宗教団体や研究者からその曖昧性に対して批判がなされることになる。この定義で立法者が念頭に置いている団体を識別できるかどうかについては、まさに立法に関わった議員たち自身がその答えを出してくれている。それは次に見る住宅距離制限並びに建築許可の取消に関する規定をめぐる議論に見る事が出来る。

c) 第一読会国民議会案では、セクト的団体の活動を制限するための二つの方策が予定されていた。一つは住宅距離制限であり、いま一つは建築許可の取消である。

住宅距離制限規定は、病院や教育施設の周囲200メートル以内に、複数回有罪判決を受けたセクト的団体やその指導者が居住することを禁止するものであり、市町村の長並びにパリにあつては警視総監が禁止命令を出す事ができる、とされていた。また、建築許可の取消については、同様に複数回有罪判決を受けたセクト的団体について既に出されていた建築許可を取消す権限を市町村長並びにパリにあつては警視総監に認めるものであった。

しかしこの規定は、地方公共団体の長を兼職する議員の多い元老院で削除される事になる。その理由としては、市町村長は、ある団体がセクト的か否かということ判断する能力を持ち合わせておらず、能力が無いのに不作為について非難を受ける可能性があるのは理不尽であるということである。例えば元老院報告者アブの報告書⁴²⁾には次のように述べられている。「市町村長は彼らの自治体の領域に進出しようとしている、複数回有罪判決を受けたセクト的団体を識別する能力があるのだろうか？ 集団の活動が、[参加する人の精神的又は身体的異存を作り出し、維持し、利用することを目的又は効果とする活動を行

う全ての法人という：筆者注] 第一の条件を充たしているかどうか、彼らはどうのようにして評価するというのか？ もし彼らがかような集団の設立について情報を得られなかったとしたら、彼らはその無策について非難される可能性があるのではないだろうか」。結局、先にあげた定義では、セクト的団体を識別する事は困難である、ということを経験者自身が示したのであった。

このように曖昧なセクト的団体の定義については、拡大解釈の危険性を指摘する批判がなされたが、これに対してピカルを初めとする法案推進者たちが繰り返し述べたのは、「法の枠組の外に存在する」者、あるいは「民主主義及び自由の敵」としてセクトを規制するのであるから問題ではない⁴³⁾、ということである。このような発言だけをとると、「自由の敵には自由を認めない」というような、立憲主義の根本的性格にも関わるような内容を含むと解する余地があるようにも思えるものの、条文としてそこまで規定するものかどうかは疑問である。また、セクト的団体の定義に関する審議中、1995年のグエイヤール報告書が採用した指標が援用されたものの、先に述べたように、近年の裁判所の判例はこの指標の法的効果を否定しており、セクト規制法の適用にあたってはこの指標に準拠することはできないことが予想される。そうするとますますこの定義によって規制対象を確定することは困難になるのではないかと思われる。

次にセクト的団体の解散方法について紹介する。

ii) セクト的団体の解散方法

セクト的団体の解散について問題になったのは、団体を解散させる事が妥当かどうかではなく、どのようにして解散させるか、ということだった。つまり実体論ではなく、手続論に終始したのであり、具体的には行政府による解散か(元老院案)、それとも裁判所による解散か(国民議会案)、ということが争点となった。

a) 元老院案は、「戦闘集団と私兵に関する1936年1月10日の法律」(以下1936年法と言う)の手続に準拠するものであった。これは、閣議の承認を経た共和国大統領のデクレによる解散であり、もともと1930年代の戦間期において、フランス共和国政府を脅かしつつあった極右的反議会主義団体を強制的に解散させるために制定された法律であった。この1936年法は、数度の改正を経て現在

も効力をもっており、その解散命令の対象として、「街頭において武装デモを扇動するもの」、「軍隊式の形式並びに組織によって、戦闘集団又は私兵の性格を有するもの」、「国家領域の完全性に対して侵害を加えまたは統治機構の共和政体に対して実力を持って侵害せんと企図するもの」、「その活動が共和国の合法性の快復に関する措置を失敗させる性質のもの」、「フランスの領土又は領土の一部に関して、フランス又は外国においてテロ行為を企図する不正行為に協力したもの」などがあげられている。これまでの適用例としては「共産主義者同盟」、「コルシカ独立運動」、「クルド人評議会」等がある。

元老院報告者アブは、この1936年法に準拠する利点として、①緊急事態に於ける迅速な行動を可能にすること、並びに②国家領域上の危険な集団の組織全体の撲滅を可能にすること、をあげている⁴⁴⁾。

b)しかし、国民議会報告者ピカールは、「憲法的観点からすると、公的自由保護の必要性のためには1936年法がよりよい手段とはならない」と述べて⁴⁵⁾、先に紹介した司法裁判所による解散手続を採用した。確定した法律もこちらの手続によるものである。

1936年法の手続が避けられた理由としては、二つの難点が挙げられる。第一に、①1936年法の政治性は基本的自由にとって危険である、ということが挙げられた。すなわち、1936年法の必要とする緊急性は、二度の有罪判決が出た程度には見合わないものであるし、適用例を見ても極めて高度に政治的な判断であるということ、そして、1936年法による解散の場合、確かにコンセーユ・デタによる審査がつくものあくまで事後的なものであり、事の性質上救済になり得ない、ということが指摘されたのである。

第二に、②大統領の決定が欧州人権裁判所の審査に付される可能性が出てくる、ということも挙げられた。元老院の聴聞会で、全国人権諮問委員会委員長のトゥリュッシュは、「元老院が推奨する解決法は、基本的自由の行使に対する一定の制限について規定している欧州人権保護条約第9条より、共和国大統領の決定が欧州人権裁判所の制約下に置かれる、という難点があるものである」と述べ、セクト的団体が欧州人権裁判所に提訴した場合にフランスの国家元首の決定が欧州人権裁判所の審査に付される可能性が出てくることを指摘し

ている⁴⁶⁾。

以上の二つの点から、裁判所による解散手続が採用された。そこでは1936年法の利点を反映させるべく、急速審理の手続が採られ、また、裁判所の管轄外であっても同じ団体であると判断される他の団体の解散を同一の手続で行う事が出来るという修正がなされたのであった。

②精神操作（マインドコントロール）罪新設の是非

議会の審議においてだけでなく、社会的にも反響の多かったのが、マインドコントロールを罰しようという試みであった。

a) 第一読会国民議会案で示されたその精神操作罪なる規定案は次のようなものであった。

すなわち、「活動に参加する人の精神的又は身体的依存を作り出し、利用することを目的又は効果とする活動を行う集団の内部において、ある行為又は不作為を導くために、その意に反して、人のうち一人に対して深刻且つ絶え間のない圧力をかけ、若しくはその判断力を歪める効果を持つ技術を使用する行為は、3年の拘禁及び30万フランの罰金で罰する」というものである。国民議会報告者ピカールは次のように述べている。「当該規定が良心の自由を侵害するでしょうか？いいえ、なぜなら民主主義の原則と人権とが尊重されるあらゆる社団は、その自由の行使を放棄する事も、貧困に陥る事も、家族を賄いきれなくなることも、健康・安全・道徳又は児童の教育に侵害を加える事も全くないからであります」⁴⁷⁾。

しかし、当時の司法相ギグは全国人権諮問委員会に、この精神操作罪の当否について諮問する事にした。2000年9月21日の全国人権諮問委員会の答申⁴⁸⁾は、「当該軽罪が直ちに人権並びに自由を侵害する事は無い」ものの、『「参加する人の精神的又は身体的依存を作り出し、利用することを目的又は効果とする活動を行う全ての社団』という単なる見かけだけでは、思想、良心、信教の自由に照らして刑罰を科すことはできないことを確認する」とし、刑法典313の4条が定める「未成年者・弱者に対する罪」で充分であるとした。そして、「精神操作罪なる特別軽罪の創設は適当ではないと思われる」と結論付けたのであった。

また、2000年11月8日の元老院法委員会での聴聞会⁴⁹⁾では、反セクト運動を主導する二つの民間団体の代表者は賛成したものの、カトリック・プロテスタント・ユダヤ・イスラムの四大宗教の代表者はこぞって反対の意思あるいは憂慮を表明した。

b) そこで、第二読会元老院において、「精神操作罪」そのものの新設は断念され、「無知並びに脆弱性に付け込んだ不法侵害」という罪名の下に再構成されたのである。これは、人権諮問委員会の答申で言及された刑法典313の4条「未成年者・弱者に対する罪」の枠の中で、精神操作罪の文言を維持するものである。以下に引用したその条文のうち、下線部を付した部分が精神操作罪の文言がそのまま残った部分である。

「未成年者、若しくは年齢、病気、身体障害、精神的又は身体的欠陥、又は妊娠の状態による特殊な脆弱性が明白又は第三者に知られている人、若しくは重大な侵害をもたらす行為または不作為を成させるために、深刻且つ絶え間のない圧力又はその判断力を歪める効果を持つ技術の結果、精神的又は身体的依存状態にある人の、無知な状態又は脆弱な状況を不法虐待することは、3年の拘禁並びに2500000フランの罰金で罰する」

このようにして「精神操作」を正面から掲げる軽罪規定の創設は見送られたものの、その文言は残すと言う巧妙な手段が採られたのであった。この点について宗教団体は反発し、特にカトリック・プロテスタント両教会は、第一にセクトを定義する事は不可能であること、第二に精神操作罪の項目は無くなったもののその文言は残っており、基本的自由を侵害する可能性がある、ということからセクト規制法に反対する主旨の意見書を法律の成立直前に当時のジョスパン首相に送付している⁵⁰⁾。しかし国民議会は第二読会元老院案どおりに可決し、確定条項に至った。

③評価

さて、こうして成立したセクト規制法は法的観点からはどのように評価されるのであろうか。

a) まず憲法・条約適合性について問題になる。

残念ながらセクト規制法は憲法院には付託されず、その憲法適合性に関する

判断はなされなかった。フランスにおける違憲立法審査制は、事前審査制なのでセクト規制法に関する憲法院の憲法判断は以後下されない事になる。

また欧州人権条約との適合性についても、エホヴァの証人が信教の自由に対する侵害であるとして欧州人権裁判所に提訴したものの実質的な判断はなされなかった。2001年11月6日の欧州人権裁判所決定⁵¹⁾は、セクト規制法は欧州人権条約違反との訴えに対して不受理という判断を示した。その理由は、セクト規制法による侵害が事実として発生していないと言う事である。決定の中では「当法廷は立法を抽象的に判断する任務を持たず、それ故に新法の規定と条約の適合性についての見解を表明する事は出来ない」と述べられている。しかし、これはセクト規制法が欧州人権条約との適合性をクリアしたということではない。セクト規制法が適用された場合に、その条約適合性があらためて問題になるという事になる。

これに加えて、2002年11月18日の「フランスにおける信教の自由と宗教的少数者」と題する欧州評議会常任委員会決議⁵²⁾は、最終的な条約適合性に関する判断は欧州人権裁判所の権限である事を指摘しつつ、規定を明確にするためにセクト規制法の再検討をすることをフランス政府に求めている。

b) 学説の反応に関しては、セクト規制法の規制対象の曖昧さに対する憂慮を示すものが見られる。団体の解散手続に関しては、セクトと呼ばれる宗教団体だけでなく、セクト的性格を持てば政党やNGOにも適用される可能性がある⁵³⁾と指摘されている。また、精神操作についての文言が含まれる「無知並びに脆弱性に付け込んだ不法侵害罪」の規定については、「魔女狩り」の道を開くものである⁵⁴⁾、と非難されている。

また、結局セクト規制法においては正面からセクトを定義したものではなく、あくまでフランスの実定法にはセクトの定義は存在しないということが確認されている⁵⁵⁾。セクト規制法の対象たる「セクト的性格」という位置付けは、「良心の自由に対する侵害と、重大かつ刑事上取り締まるべき行為の間にあるきわどいライン」⁵⁶⁾の上にあると言える。

規定の曖昧性と自由への危険性から、セクト規制法の実用性並びに有用性を疑問視し、現行法の枠組で厳しく取り締まる事と、広報活動に力を注ぐことを

強調する主張⁵⁷⁾や、仮に適用しようとする場合は、既に述べたような基本的自由尊重の立場をとる判例が出てきている事を念頭に、最大限の注意を払うよう警告されている⁵⁸⁾。

3 成立後の情勢

①強まる批判と立役者たちの退場

フランスにおいて、セクトを厳しく取り締まろうと言う気運はセクト規制法の審議と成立によって大変盛り上がったが、その後の経過においては、セクト政策の行き過ぎに対する批判や政治的情勢の変化から、反セクト運動の熱は一頃よりは冷めつつある⁵⁹⁾。

特に、セクト対策の急先鋒であり、MILS本部長のヴィヴィアンの単独行動は、国民教育省・外務省・反セクト団体との軋轢を生み、やがてその反セクト的立場そのものに対する批判も出てくるようになる。ある外務省の高官は、「1995年のグエイヤール報告書と法的効果のない172のセクトのリスト、そしてアブ・ピカル法とMILSの行動によって、フランスは外国から自由を侵害する国として認識されている」⁶⁰⁾と危惧の念を隠さない。さらに、2002年の総選挙によって、フランスのセクト政策を規定する政治的条件が大きく変化する事になる。

先ず2002年6月の国民議会選挙によってセクト規制法の報告者であった国民議會議員ピカールは落選し、また、政権は左派から右派に交代する。この政権交代に合わせてジョスパン元首相と密接な関係に合ったMILS本部長ヴィヴィアンは、ラファラン首相に辞表を提出する事になる。

②ラファラン政権下での動き

ヴィヴィアンが辞任してから半年の間、ラファラン政権のセクト対策はその責任者を欠いたまま放置される事になる。ようやく2002年11月に発表されたのは、これまで政府のセクト対策を一手に取り仕切ってきたMILSを、セクト的逸脱行為関係省庁警戒対策本部（MIVILUDES）という機関に改組するという事だった。対策の対象は、「人格の尊厳を侵害または公序を脅かすセクト」⁶¹⁾としていたMILSと比べ限定されている。すなわち、「人権並びに基本的

自由を侵害し、公序に対する脅威を構成し、法律並びに規則に反する行為をなすセクト的運動」⁶²⁾とされている。新本部長に任命されたラングレは、そのインタビュー⁶³⁾の中で、「未成年者保護・被害者支援・広報活動」を重視すると述べており、セクト規制法よりも厳しい方法によってセクトは取り締まるべきと主張していた前任のヴィヴィアン⁶⁴⁾とは異なる、より消極的な立場を見せた。

③セクト規制法の解散手続適用の可能性

現実にはセクト規制法の解散手続が適用される可能性は今のところ低いと思われる。2002年5月17日にパリ軽罪裁判所は初めてサイエントロジー教会に有罪判決を下し、セクト規制法の適用かと取り沙汰されたものの直ちに控訴された⁶⁵⁾。裁判が確定するまでにはまだ時間が必要であろう。

仮に複数回セクトとされている宗教団体に有罪判決が下されたとしても、欧州人権条約との適合性を考えると、セクト規制法の適用は困難を抱える事になる。果たして2003年2月17日に当時のペルバン司法相は、ある議員の書面質問に対して次のように回答している。すなわち、「本法 [セクト規制法：筆者注] の適用が欧州人権裁判所からの反対にあうに違いないとしても、最初に訴訟を裁定するのはフランスの裁判所である」⁶⁶⁾ということであり、この回答の前段に、セクト規制法の適用の抱える法的困難性が示されているものと思われる。

IV 結語

セクト規制法の規定の殆どは、法人一般の刑事責任の強化を目的のものであり、又、解散手続や宣伝活動の制限に関する規定の対象は、セクトそのものではなく「セクト的団体」であることから、一応の所、当初言われたほど敵対的ではなく、一般法に近い性格を持っているといえるだろう。「セクト的性格」を基本的自由あるいは公序への侵害と解する限りで、フランスは一般原則に留まったといえるかもしれない。ただ、規定や公序概念の曖昧性から拡大解釈される可能性があることについて留保をつけなければならない。セクトの法的受容は、今後の運用が大きく関わってくると思われる。

ただ、当該法律の適用に関しては、フランスのセクト政策に変化が見られた

事やここ数年の行政裁判所によるリベラルな判例群、並びに欧州人権裁判所との関係で困難が予想される。法的・政治的困難性に直面している今日、実務に耐えうる規定なのかという疑問も持ちうるであろう。

いずれにせよ安易な模倣は危険である。

〈後記〉

本稿は、2003年6月の宗教学学会における報告原稿に、注と最小限の修正を付したものである。報告当日は、貴重な質問やコメントを多くの先生方から頂いた。この場を借りて深く感謝申し上げたい。

注

- 1) セクトという用語は、多義的で明確な定義をなすことは極めて困難である。とは言えなんらかの意味内容を確認しておく事は便宜上必要であろう。「フランスにおいてセクトと呼ばれている宗教団体」という循環的な定義を避け、さしあたり「公序を侵害する新興の少数派宗教団体」ということにしておきたい。
- 2) なお、フランスの宗教法制並びにセクトに関する研究は、宗教学学会においても、既に詳細な先行業績がある。大石報告（宗教法3・14・20号）、小泉報告（同6・11・19・21号）、井田報告（同17号）がそれであり、私の報告はこれらの業績に多くを負っている。必要的に重複する部分がある事に関して御寛恕頂きたい。
- 3) 本稿においては、この法律を「セクト規制法」と呼ぶことにする。当初考えられていたよりも一般的性格が強いからであり、「反セクト法」というよりは、実際の法律の意味内容に近いと思われるからである。
- 4) Jean Rivero, *Les libertés publiques*, PUF., 4^{ème} éd., 1989, pp.184-186. Jacques Robert, Jean Duffar, *Libertés publiques et droits de l'homme*, Montchrestien, 1988, p.415-418.
- 5) Jacques Robert, Jean Duffar, *op.cit.*, p.590.
- 6) Jean Rivero, La notion juridique de laïcité. *D*, chronique, 1949, p.138.
- 7) 当該条項は、宗教社団について、「この団体は、専ら宗教活動のみを目的とし、以下に定める以上の人員で構成されなければならない。」と定める。
- 8) Jacques Robert, Note sous CE, 1^{er} février 1985, *RDP*, 1985, p.503.
- 9) CE, 21 janvier 1983, Association Fraternité des serviteurs du monde

- nouveau, *Req.*, p.18.
- 10) CE, 1^{er} février 1985, Association «Les Témoins de Jéhovah de France» , *RDP*, 1985, p.508.
 - 11) CE, 29 octobre 1990, *D*, 1990, 2, i.r., p.295.
 - 12) David Epailly, *Les sectes et le droit familial*, Harmattan, 2000, p.24.
 - 13) Jean Carbonnier, Note sous Nîmes, 10 juin 1967, *D*, 1969, p.370.
 - 14) Jacques Robert, La liberté de religion, de pensée et de croyance, *in* Rémy Cabrillac, Marie-Anne Frison-Roche, Thierry Revet(sous la direction de), *Droits et libertés fondamentaux*, Dalloz, 3^{ème} éd., 1996, p.213.
 - 15) Gilles Lebreton, *Libertés publiques et droits de l'homme*, Armand Colin, 4^{ème} éd., 1999, p.394.
 - 16) CA, Lyon, 4^e ch., 28 juillet 1997, *D*, i.r., 1998, pp.197-198.
 - 17) Marie-Reine Renard, Qu'est- ce qu'une religion ? Note sous CA, Lyon, 4^e ch., 28 juillet 1997, *JCP*, n.8-9, 18 février 1998, p.337.
 - 18) Cass.crim., 30 juin 1999, *D*, n.31, 2000, j., p.655.
 - 19) Bénédicte Giard, Note sous Cass.crim., 30 juin 1999, *D*, n.31, 2000, j., p.656.
 - 20) CE, 23 juin 2000, Association locale pour les cultes des Témoins de Jéhovah, *AJDA*, 2000, p.671.
 - 21) TA, Rennes, ordonnance du 21 février 2002, n° 02507, Association locale pour le culte des Témoins de Jéhovah de Lorient, *inédit*
 - 22) TA, Poitiers, 13 juin 2002, n° 013040, Association locale pour le culte des Témoins de Jéhovah de la Rochelle, *inédit*
 - 23) *Les sectes en France*, Rapport fait au nom de la commission d'enquête sur les sectes, Paris, Documents d'information de l'AN, n° 2468, 1995, p.137.
 - 24) Cass.crim., 30 octobre 1974, *Gaz.Pal.*, 1, j., pp.67-68.
 - 25) CE, 26 octobre 2001, *AJDA*, mars 2002, pp.259-260.
 - 26) TA, Lyon, 9 août 2002, *Gaz.Pal.*, 15-17 sept 2002, j., pp.8-9.
 - 27) CE, 16 août 2002, *Gaz.Pal.*, 15-17 sept 2002, j., pp9-11.
 - 28) TA, Lille, 25 août 2002, *Gaz.Pal.*, 15-17 sept 2002, j., pp11-12.
 - 29) Julien Gontier, Julien Icard, Frédéric-Jérôme Pansier, Le juge entre libéralisme et légalisme, *Gaz.Pal.*, n° 341, 7 décembre 2002, p.3.
 - 30) *Les sectes en France ; expression de la liberté morale ou facteurs de manipulation?* , rapport au Premier Ministre, Paris, La Documentation Française, coll. des rapports officiels, 1985, p.137.
 - 31) *Les sectes en France*, 1995, *op.cit.*
 - 32) Circulaire du 29 février 1996 relative à lutte contre les atteintes aux

- personnes et aux biens comises dans le cadre des mouvements à caractère sectaire, *JO*, 5 mars 1996, p.3409.
- 33) Décret n.98-890 du 7 octobre 1998 instituant une mission interministérielle de lutte contre les sectes, *JO*, 9 octobre 1998, p.15286.
- 34) Loi n° 2001-504 du 12 juin tendant à renforcer la prévention et la répression des mouvements sectaires portant atteinte aux droits de l'homme et aux libertés fondamentales, *JO*, n° 135 du 13 juin 2001, p.9337 ; *JCP*, n° 27, 4 juillet 2001, pp.1341-1344, *D*, n° 25, 2001, pp.2004-2007.
- 35) セクト規制法を紹介する邦語文献としては、拙稿「フランス公法と反セクト法」一橋法学第1巻第3号(2002年11月)の他、小泉洋一「仏の「セクト法」とその問題点」中外日報2001年7月12日、井田洋子「フランスにおけるセクト対策の変遷とライシテのゆくえ—セクト規制特別法の制定をうけて—」法と政治第53巻第1号(2002年4月)、がある。
- 36) *JO*, débats, Sénat, c.r., 16 décembre 1999, p.7690.
- 37) *Les sectes en France, op.cit.*, 1995, p.137.
- 38) *JO*, débats, Sénat, c.r., 16 décembre 1999, p.7690.
- 39) Philippe Gast, Le rapport Guyard et les principes d'égalité et de légalité en matière de sectes, *LPA*, 7 février 1996, pp.15-16.
- 40) *Rapport de Catherine Picard*, au nom de la commission des lois, n° 2472. 当該報告書は、国民議会のHPで参照した。http://www.assemblee-nationale.fr/
- 41) *JCP*, n° 26, actualité, 27 juin 2001, p.1256.
- 42) *Rapport de Nicolas About*, au nom de la commission des lois, n° 131. 当該報告書は、元老院のHPで参照した。http://www.senat.fr/
- 43) *JO*, débat, AN, c.r., 30 mai 2001, p.3684, Dominique Busserau(DL).
- 44) *Rapport de Nicolas About*, , au nom de la commission des lois, n° 131, *op.cit.*..
- 45) *JO*, débats, AN, c.r., 22 juin 2000, p.5721.
- 46) *Rapport de Nicolas About*, au nom de la commission des lois, n° 192, Annexe 1, les travaux de la commission du mercredi 8 novembre 2000, audition de Pierre Truche, Président de la commission nationale consultative des droits de l'homme. 当該報告書は、元老院のHPで参照した。
- 47) *JO*, débats, AN, c.r., 22 juin 2000, p.5721.
- 48) *Avis de la commission nationale consultative des droits de l'homme sur la création d'un délit de manipulation mentale*, in *Rapport de Nicolas About*, au nom de la commission des lois, n° 192, *op.cit.*..
- 49) *Rapport de Nicolas About*, au nom de la commission des lois, n° 192, *op.cit.*..
- 50) *AFP*, 22 mai 2001.

- 51) CEDH, 6 novembre 2001, Fédération chrétienne des Témoins de Jéhovah c/la France, *Req*, n° 5340/99 ; *AJDA*, juin 2002, p.504.
- 52) Résolution 1309(2002), *Liberté de religion et minorités religieuses en France*, Texte adopté par la Commission permanente, agissant au nom de l'Assemblée, le 18 novembre 2002. 当該決議は、欧州評議会のHPで参照した。
<http://www.coe.int.fr>
- 53) Annick Dorsner-Dollivet, La loi n° 2001-504 du 12 juin 2001 relative aux sectes, *JCP*, n° 48, 28 novembre 2001, p.2181.
- 54) Annick Dordner-Dollivet, Loi sur les sectes, *D*, chronique, 2002, p.1096.
- 55) Julien Gontier, Julien Icard, Frédéric-Jérôme Pansier, *op.cit.*, p.3.
- 56) Frédéric-Jérôme Pansier, Cyrille Charboneau, La loi du 12 juin 2001 tendant à renforcer la prévention et la répression des mouvements sectaires portant atteinte aux droits de l'homme et aux libertés fondamentales, *LPA*, 25 juin 2001, n° 125, pp.7-13.
- 57) Annick Dorsner-Dollivet, Loi sur les sectes, *op.cit.*, p.1096.
- 58) Julien Gontier, Julien Icard, Frédéric-Jérôme Pansier, *op.cit.*, p.3.
- 59) セクト規制法成立後の情勢分析については、小泉洋一「曲がり角を迎えた仏のセクト対策」中外日報2003年1月1日において詳しく紹介されている。
- 60) *L'Express*, 24 octobre 2001.
- 61) Décret n° 98-890 du 7 octobre 1998 instituant une mission interministérielle de lutte contre les sectes, *op.cit.*.
- 62) Décret n° 2002-1392 du 28 novembre 2002 instituant une mission interministérielle de vigilance et de lutte contre les dérives sectaires, *JO*, 29 novembre 2002, p.19646.
- 63) *La Vie*, 30 janvier 2003.
- 64) *La Voix du Nord*, 21 novembre 2002.
- 65) *Le Parisien*, 18 mai 2002.
- 66) *JO*, débat, AN, q.e., 17 février 2003, p.1247.